

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

準備書面(14)

平成30年1月18日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之
外

債務者の主張書面(4)の第2(5頁～12頁)対し、債権者は、次のとおり反論する。

【目次】

| | |
|---|---|
| 第1 「第2の1 主張疎明責任の所在 (2)債権者は福岡高裁宮崎支部決定を正しく理解していないこと」対し..... | 2 |
| 1 債務者の主張 | 2 |
| 2 債権者の反論 | 2 |
| 第2 「第2の1 主張疎明責任の所在 (3)福岡高裁宮崎支部決定の射程は本件仮処分におよばないこと」対し..... | 5 |
| 1 債務者の主張 | 5 |

| | |
|----------------------------|---|
| 2 債権者の反論 1 | 5 |
| 3 債権者の反論 2 | 6 |
| 第3 「第2の2 主張疎明の程度」に対し | 6 |
| 1 債務者の主張 | 6 |
| 2 債権者の反論 | 6 |

【本文】

第1 「第2の1 主張疎明責任の所在 (2)債権者は福岡高裁宮崎支部決定を正しく理解していないこと」に対し

1 債務者の主張

債務者は、福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定（(判例時報 2290号 90頁以下、以下「宮崎支部決定」という。）における立証責任論に関する説示中、「債務者事業者において・・・主張、疎明をする必要がある」との部分について、「この『主張、疎明をする必要』とは、主張疎明責任とは明確に区別されるものであり、裁判の進行状況について裁判所の心証が不利に傾くことにより、事実上主張疎明が必要となるというものにすぎず、主張疎明責任の転換を意味するものではない。」と主張する（債務者主張書面(4)7頁15行目～18行目）。

2 債権者の反論

債務者は、宮崎支部決定の趣旨を全く理解していない。宮崎支部決定の論理を整理し、必要なコメントを述べる。

(1) 「人格権に基づく妨害予防請求訴訟においては、人格権侵害の具体的危険の存在について、原告が主張、立証責任を負う。」(判例時報 2290号 95頁4段目、乙50号証65頁)

(2) 「原発の運転差止めを求める訴訟においては、被告事業者において、人格権侵害の具体的危険が存在しないことについて主張、立証する必要がある、

被告事業者がこの主張、立証を尽くさない場合には、具体的危険が存在することが事実上推定される。」（上記判例時報 96 頁 1～2 段目、乙 50 号証 6 6 頁～6 7 頁）

【コメント】債務者は、ここで、「主張、立証する必要」という言葉を用いていることを根拠に上記の主張を根拠づけている。しかし、これは、次のとおり、事実上の立証責任の転換論なのである。

ア 事実上の推定の典型例は、要証事実「A」の立証責任を負担している当事者が、間接事実「a」「b」を立証することによって、要証事実「A」の存在を推定する場合である。この場合、相手方は、間接反証「c」を立証することによって、推定を破ることができる。

イ ところが、本件の推定は、上記の典型例のように、本来的に立証責任を負担している原告の立証活動の結果から推定するのではなく、相手方である被告事業者の立証活動の結果（被告事業者が具体的危険の不存在について主張、立証を尽くさないこと）から推定するのである。この推定が、推定によって利益を受ける立場である原告の立証活動によって破れることは想定できないし、被告の立証活動は「具体的危険の不存在について主張、立証を尽くしたか」の判断において評価されつくしているから、被告の立証活動によって破れることも想定できない。

ウ そうすると、訴訟は、被告事業者が、上記具体的危険の不存在について立証を尽くすことができれば、原告の請求は棄却され、尽くすことが出来なければ、具体的危険の存在が推定されて、原告の請求が認められるという結果になる。このように、「主張、立証する必要」という言葉が使われていても、機能的に考えれば、立証責任は、事実上転換されていると理解するしかないのである。

- (3) 被告事業者は、具体的危険の不存在の主張、立証において、原発の具体的審査基準に不合理な点がないこと、当該原発が基準に適合するとの判断に不

合理的な点がないことを主張、立証の対象とすることができる。その場合、原告は、反証を行うことができる。(上記判例時報 96 頁 3 段目、乙 50 号証 67 頁～68 頁)

【コメント】ここで、原告の立証活動が「反証」であることが明記されていることに着目されたい。これに対する被告の立証活動は「本証」であるから、この点からも、立証責任が事実上転換されていることが判る。

- (4) なお、上記宮崎支部決定によれば、上記立証責任論を適用するのを、「当該訴訟の原告が当該発電用原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者である場合」に限定している(上記判例時報 96 頁 1 段目、乙 50 号証 66 頁)。そして、「債権者らは、川内原子力発電所から 250km 圏内に居住する者である」との原決定の認定を引用した上(上記判例時報 91 頁 4 段目、乙 50 号証 2 頁、なお、原決定(鹿児島地決平成 27 年 4 月 22 日)は、判例時報 2290 号 147 頁以下に登載されており、上記引用部分は、同判例時報 147 頁 4 段目にある。)、
「本件申立てにおける抗告人らと本件原子炉施設との位置関係等に鑑みると、少なくともその一部に本件原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者が含まれているもの」と認めている(上記判例時報 98 頁 1 段目、乙 50 号証 74 頁)。

本件債権者は、高浜原発から 80km 圏で居住しているから、宮崎支部決定の考え方に従えば、本件債権者についても、上記立証責任転換論が当然に適用されることになる。

- (5) 宮崎支部決定が説示した上記立証責任論は、その後、広島地裁平成 29 年 3 月 30 日決定(裁判所ウェブサイト)、松山地裁平成 29 年 7 月 21 日決定

(公刊物未搭載)、広島高裁平成29年12月13日決定(裁判所ウェブサイト)においても採用され、実務的に定着したとあってよい状況にあることを付言しておく。

第2 「第2の1 主張疎明責任の所在 (3)福岡高裁宮崎支部決定の射程は本件仮処分におよばないこと」に対し

1 債務者の主張

債務者は、宮崎支部決定が債務者側に具体的危険の不存在について「主張疎明する必要がある」と判示したのは、事業者が当該原発の安全性に関する専門技術的知見及び資料を十分に保持しているのが通常である」との前提に基づくものであるが、債務者は、ミサイル攻撃に関する専門技術的知見や資料を十分に保持しているという事情が存在しないし、保持しなければならない合理的な理由もないから、宮崎支部決定の論理は、本件には妥当しない旨主張する。

2 債権者の反論1

債務者の主張は、極めて無責任である。原発の安全に一義的に責任を負っているのは、田中俊一前原子力規制委員会委員長が何度も述べていたように、事業者である。事業者は、原発を設置運転することによって、莫大な数の人々の生命、身体、平穏な生活を甚だしく侵害し、場合によれば日本の国を崩壊させかねないほどのリスクを与えているのであるから、万が一にも過酷事故が起こることのないよう、安全に関わる事項について、詳細な調査をして万全の準備をするべきであって、そのことは、原子炉設置(変更)許可の審査の対象とされている事項についてであろうと、そうでない事項についてであろうと、変わらない。ミサイルが着弾した時の過酷事故への拡大防止対策については、まさに、債務者が専門技術的知見や資料を十分保持しているはずであるし、着弾の具体的可能性についても、債務者は事業者の立場として、可能な限りの情報収集に取り組むべきである。債務者は、武力攻撃事態が認定され、原子力規制委

員会から原発の使用停止が命ぜられるまで、漫然と運転を継続していいのではない。使用停止命令が発令される前であっても、事業者の判断によって、原発の運転を停止すべき場合が存在する。したがって、債務者は、ミサイルの着弾可能性についても、十分な情報集約をして、適切な対処をするべきものである。そして、債務者の情報収集能力は、組織の大きさに照らしても、資金力に照らしても、債権者の比ではない。

3 債権者の反論 2

また、宮崎支部決定が、上記のとおり立証責任を転換した理由は、事業者が「専門技術的知見及び資料を十分に保持している」ことだけではないことにも留意が必要である。同決定は、「発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがある場合、放射性物質が周辺の環境に放出される事故が起こったときには、当該発電用原子炉施設に近い住民ほど放射線被ばくによる被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなること」をも立証責任転換の理由としているのである（上記判例時報 95 頁 4 段目～96 頁 1 段目、乙 50 号証 66 頁）。

債務者は、極めて巨大なリスクのある本件原発を、周辺住民に対して安全であると説明して設置したのであるから、その点からも、安全であることの立証責任を債務者が負担すべきことは、当然である。

第 3 「第 2 の 2 主張疎明の程度」に対し

1 債務者の主張

債務者は、人格権侵害の具体的危険についての債権者の主張・疎明について、抽象的な可能性の指摘に止まっており、これでは到底足りない旨主張する。

2 債権者の反論

危険物の運転差止めを求めるための要件としての「人格権侵害の具体的危険」について、どの程度の蓋然性を必要とするかについては、「反比例原則」が適用

される。必要な蓋然性は、権利侵害の性質や大きさとの相関関係によって決まるのであって、侵害の結果が重大・深刻であれば、蓋然性は小さくとも運転差止めが認められなければならない。ミサイルが本件原発に着弾した場合の被害の重大さ、深刻さに鑑みれば、差止めを認めるためには、債権者が主張・疎明した程度の蓋然性で十分である。債権者準備書面(12)の第2の4で主張したとおりである。

以上